

介護保険事業者指定・許可の更新について

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業者の指定等について更新制度が導入され、介護保険事業者は6年毎に指定等の更新を受ける必要があります。

については、京都府の更新手続きを次のとおり、お知らせします。

なお、京都市内の事業者及び地域密着型サービスについては、事業所所在地の市町村介護保険担当課までお問い合わせください。

○対象となる事業者

指定・許可を受けた全ての介護保険事業所

(保険医療機関等のみなし指定の事業所は除く)

○更新手続き

原則として、指定等の有効期間満了日の3ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を開始し、該当月の月末までが提出期限となります。

(例) 1月31日に指定の有効期間が満了→10月1日に受付開始、10月31日までに提出

○申請窓口

管轄する保健所企画調整課

○申請書類

①指定(許可)更新申請書(別紙様式第一号(二))★全サービス共通

②付表及びチェックリスト

～～必要な添付書類～～

③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)

④従業者の資格を証する書類

⑤介護支援専門員の氏名及びその登録番号(標準様式7)

⑥事業所の平面図(床面積がわかるもの)(標準様式3)

⑦誓約書(様式5)

⑧更新申請日から1年以内に作成している自主点検表

⑨第三者評価の結果通知等の写し又は申込書

※⑦: 誓約書は、更新申請書毎に添付が必要です

⑨: 第三者評価を受診している場合、直近に受診した第三者評価の結果通知等を添付ください。「第三者評価」とは、京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構が実施するものを指します。

更新申請に係るこれらの様式については、以下の京都府ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

[【介護保険事業者の指定更新手続きについて／京都府ホームページ】](#)

○更新申請に当たっての注意事項

- ・ 同一事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要です。

また、同一事業所番号、指定満了日であっても介護保険施設については、別に更新申請書の作成が必要です。

- ・ 更新対象事業所と一体的に事業を行うサービス又は更新対象事業所と同一法人が実施する事業所の指定有効期限を短縮し、指定有効期限満了日を合わせ、更新対象事業所と同時に指定更新手続を行うことも可能です。

指定有効期限を合わせる場合は、事前に提出先の保健所企画調整課まで御連絡ください。

- ・ 有効期間満了日までに申請がないと、指定更新は受けられません。

- ・ 以下に該当する事業者は指定更新出来ません。

ア) 介護保険事業者指定の欠格要件に該当する事業者

イ) 京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者

ウ) 改善命令及び停止処分を受けた事業者。

ただし指定更新時点までに改善がなされ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。

エ) 「介護サービス情報の公表」制度の義務を果たしていない事業者